

セゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カード特約

第1条(カードの発行)

法人の代表者または個人事業主の方が、本特約とセゾンカード規約(以下「セゾンカード規約」という)(セゾン・アメリカン・エクスプレス・カード特則含む)を承認しセゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)のご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第2条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第3条(追加カード)

セゾンカード規約第1条(カードの発行)(2)を次の通りとします。

(2)本会員のご家族又は本会員が代表者を務める法人の役員もしくは従業員のうち、本会員が、セゾンカード規約及び本特約に基づき生じる当社に対する一切の責任を負うことを承認のうえ、本会員の代理人として当社にカード利用のお申込みをされ、当社がご利用を承諾した方(以下「追加会員」といい、本会員との総称を「会員」という)に追加カードを発行いたします。この場合、セゾンカード規約における「家族会員」及び「家族カード」は、それぞれ「追加会員」及び「追加カード」と読み替えるものとします。

第4条(キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは本会員のみ利用できるものとします。

第5条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

セゾンビジネスサポートローン／セゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カード特約

第1条(適用)

本会員が本特約を承認の上、セゾンビジネスサポートローン(以下「本サービス」という)の申し込みをし、当社が承諾した場合には、セゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)については、セゾンカード規約及びセゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カード特約に加え本特約が適用されます。それぞれの規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第2条(セゾンビジネスサポートローン)

本カードについては、セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則第7条(セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード、セゾンローズゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード)を次のとおりとします。

本カードについては、第13条(融資金の支払方法等)(2)は次のとおりとします。(2)本カードの返済方式は、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング方式」という。)とします。

○ゆとりコース-毎月のお支払日に、融資金等を4千円(融資金リボ残高が、4千円未満の場合は全額、30万円を超える場合は1万1千円)ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を4千円ずつ(融資金リボ残高が30万円を超える場合は、10万円増す毎に3千円ずつ)増額します。なお、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

第3条(ご利用可能枠)

本カードのキャッシングサービスに係るご利用可能枠は、セゾンカード規約第5条(5)に基づいて当社が定めたご利用可能枠にかかわらず、当社が別途定めるご利用可能枠の範囲内において、本会員からのご利用希望枠を参考に当社が決定した額とするものとします。

第4条(その他のご利用条件)

本会員は、本サービスのご利用にあたって、前二条のほか、当社が別途定めるご利用条件を付すことについて同意するものとします。

第5条(既存の融資金等の取扱い)

本会員は、融資金等の残高がある状態で本特約に基づく新たな借入れをしたときは、従前の借入残高にも第2条その他の本特約の規定が適用され、本特約に基づき従前の契約内容の一部に変更が生じることに同意するものとします。

第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。